

# 自社株の相続に朗報

8月配布の印刷に誤りがありました。  
本内容が正しいものです。

	特例措置	一般措置
事前の計画作成等	5年以内の特例承継計画の提出 平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与100% 相続80%
承継パターン	複数株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から 20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から 20歳以上の推定相続人 (直系卑属)・孫への贈与

現状把握するために「自社株の評価」  
「相続税の概算試算」をしなければなりません。

●自社株の評価・相続税の概算試算 100,000円（税別）



今すぐに！！この資料をコーディネーターに渡すか、FAXで送ってください。



税理士法人 大平経営会計事務所

440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1  
TEL:(0532)53-5333(代) FAX:(0532)53-5118

税理士法人 大平経営会計事務所 殿

FAX: 0532-53-5118

《自社株評価・相続税概算試算100,000円（税別）》を依頼します。

必要な資料は至急提供します。

(事務所処理欄)

課	コーディネーター

お客様の商号  
(ゴム印で結構です)  
コードNO.

令和	年	月	日